平成２４年（フ）第１０７号
長崎県佐世保市相浦町1699番地２　301号、旧住所長崎県佐世保市田原町７番23号
債務者　小川　清水
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
長崎県佐世保市中里町294番地３
債務者　宮崎　孝志
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
長崎県佐世保市中里町294番地３
債務者　宮崎　福代
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
長崎県佐世保市小佐々町臼ノ浦566番地３
債務者　山口　敬子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
長崎県佐世保市権常寺町384番地８
債務者　渡邉　美幸
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
長崎県佐世保市鹿町町鹿町669番地４、旧住所長崎県長崎市錦２丁目14番８号　エステートハイツ錦町101号室
債務者　山崎　幹夫
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３００号
静岡市駿河区広野１丁目６番８号
債務者　藤木　道広
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７７６号
東京都荒川区南千住１丁目21―１―302
債務者　杉原　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７８４号
東京都世田谷区砧５丁目13―22　高蔵荘19号室
債務者　柳村　文博
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８２３号
東京都北区桐ケ丘１丁目３―11―212
債務者　太山　久美（旧姓菱沼）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８２６号
東京都板橋区若木３丁目１－６－401　若木ハウス91
債務者　横田　浩一
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８３２号
東京都板橋区西台２丁目31―11
債務者　渡辺　信雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８４７号
東京都杉並区南荻窪２丁目18―５　第２寿荘
債務者　片桐　博之
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８４８号
東京都杉並区南荻窪２丁目18―５　第２寿荘
債務者　片桐かほる
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８７５号
東京都西東京市保谷町４丁目２―17―202
債務者　杉山　　功
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８７９号
東京都新宿区高田馬場３丁目14―15　コイヌマビル３Ｆ右
債務者　西　　正隆
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部